

令和8年度のPFOS及びPFOA検査結果（速報値）

PFOS及びPFOAについては、検査義務のない水質管理目標設定項目でしたが、令和8年4月1日より水質基準項目となり、すべての給水地点を対象とした定期的な水質検査が義務付けられています。なお、基準値は従来の目標値と同様にPFOS及びPFOAの合算で1リットルあたり50ナノグラム以下です。

千葉県企業局水道用水供給事業におけるPFOS及びPFOAは、浄水場浄水及び給水地点で基準値を大きく下回っておりますので安心してお使いください。（次のページに給水区域図を掲載しております）

各浄水場浄水

単位：1リットル当たりナノグラム

[illegible]

長柄浄水場は浄水場が2系統あるため、長柄浄水場(Ⅰ)、長柄浄水場(Ⅱ)と表記しております。

各給水地点

単位：1リットル当たりナノグラム

[illegible]



給水地点			
① 八日市場配水場	⑦ 大沢配水場	⑬ 大寺配水池	⑲ 湯沢配水場
② 光配水場	⑧ 八声配水場	⑭ 第3配水池	⑳ 第6配水場
③ 松尾配水場	⑨ 大多喜配水場	⑮ 鶴原配水池	㉑ 千倉第2配水池
④ 東金配水場	⑩ 須賀谷配水池	⑯ 上植野配水場	㉒ 白浜浄水池
⑤ 大網配水場	⑪ 第2配水池	⑰ 石上配水場	㉓ 宮本配水池
⑥ 真名配水場	⑫ 大原配水池	⑱ 高鶴配水場	㉔ 出野尾配水池